

「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性」に関する意見募集に寄せられた御意見について

令和 2 年 1 月 28 日  
内閣官房  
デジタル市場競争本部事務局

「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性」について、令和元年12月19日から令和2年1月20日まで、御意見を募集したところ、502件の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

今回、多数の御意見をお寄せいただきましたところ、各御意見を踏まえ検討作業中でございますが、主な御意見の概要とそれに対する考え方を別添のとおり取りまとめました。

別添に記載した以外の各御意見につきましても、今後の法案の検討において参考にさせていただきます。

【主な意見に関する分類】

- ① 総論
- ② 規律の対象（デジタルプラットフォームの定義）に関する御意見
- ③ 取引条件等の情報の開示に関する御意見
- ④ 手続・体制整備に関する御意見
- ⑤ 不当行為の禁止に関する御意見
- ⑥ レポートとモニタリング・レビューに関する御意見
- ⑦ その他の御意見

	主な意見の概要	考え方
①総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルプラットフォームの透明性・公正性を向上させるという本法案の基本的な考え方や方向性に賛同する旨の意見</li> <li>・イノベーションの阻害の懸念</li> <li>・諸外国におけるルール整備とのハーモナイゼーションを期待する意見</li> </ul>	<p>⇒デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであるという考えの下、デジタルプラットフォームにおける透明性及び公正性の向上という目的を達成するため、諸外国でのルール整備の状況も踏まえながら、検討を進めてまいります。</p>
②規律の対象（デジタルプラットフォームの定義）に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定義が曖昧</li> <li>・対象の範囲：より限定すべき、より拡大すべき、原案の考え方に賛成</li> <li>・ビジネスの躊躇の懸念</li> <li>・イノベーションの阻害の懸念</li> </ul>	<p>⇒「デジタルプラットフォーム」とは、デジタル技術を用いて消費者と販売者等の異なる利用者をつなぐ場を構築するサービスを、インターネット等を通じて提供するものであって、消費者等が増加すると販売者等が増加し、更に消費者等が増加する関係など（ネットワーク効果）を利用したサービスを指すものを想定しております。</p> <p>こうした趣旨を条文、下位法令等で示すことにより、例えば、百貨店等の実店舗での小売り、自身が調達した商品をオンラインで直接販売する通販、放送法上の放送等は対象とならないことを明らかにするなど、規律対象の範囲が必要十分かつ明確になるよう、検討を進めてまいります。</p>
③取引条件等の情報の開示に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示項目の追加の提案</li> <li>・企業秘密等についての開示の例外に係る意見</li> </ul>	<p>⇒お寄せいただいた御意見も踏まえ、情報の開示によってイノベーションが阻害されたり、かえって消費者にとって不利益が生じたりすることがないように、情報の開示の適切な範囲・方法等について検討を進めてまいります。例えば、情報の開示によってセキュリティ上のリスクの増大につながる場合に例外を認めることなどを含めて検討してまいります。</p>

④ 手続・体制整備に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物理的に国内代理人を置くことに関する負担の懸念</li> <li>・ 事業者の柔軟性が損なわれる懸念</li> </ul>	⇒ 本法案は、デジタルプラットフォーム提供者が、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本理念としております。デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供者との間の取引関係における相互理解の促進を図るため、国内管理人等の対応体制を含め、事業者にとって過度な負担とならないような体制整備の在り方について検討を進めてまいります。
⑤ 不当行為の禁止に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスの躊躇の懸念</li> <li>・ イノベーションの阻害の懸念</li> <li>・ 独占禁止法執行との二重行政の懸念</li> <li>・ 禁止行為の規定に賛同する旨の意見</li> </ul>	⇒ 不当行為の禁止については、事業者のイノベーションを阻害する懸念があることも踏まえ、本法案では導入しないこととします。
⑥ レポートとモニタリング・レビューに関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レポート／レビューの内容・方法や頻度等に関する意見</li> <li>・ 販売者等を含め、より広い範囲の者から意見を聴くべき</li> </ul>	⇒ デジタルプラットフォーム提供者による自主的な取組を促すというレポート／レビューの趣旨を踏まえ、デジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されるよう、適切なレポート／レビューの実施設計に関する検討を進めてまいります。その際、取引関係における相互理解が促進されるよう、販売者等を含め、より広い範囲の者から意見を聴くことなどについても検討を進めてまいります。
⑦ その他の御意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の事業者のイコールフットイングへの懸念</li> </ul>	⇒ 競争上のイコールフットイングの観点から適切に検討を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別のデジタルプラットフォームに係る具体事例に関する意見</li> <li>・ より強力な規制手段（監視／仲裁機関の設置等）の提案</li> </ul>	⇒ 今後の検討において参考にさせていただきます。

以上